



2020年3月27日

各 位

会社名 株式会社 松屋
代表者 代表取締役社長執行役員 秋田 正紀
(コード番号 8237 東証第一部)
問合せ先 総務部コーポレートコミュニケーション課
課長 関 泰程
(TEL.代表03-3567-1211)

従業員に対する譲渡制限付株式としての
自己株式の処分の払込完了及び一部失権に関するお知らせ

当社は、2019年12月16日開催の取締役会において決議いたしました、譲渡制限付株式としての自己株式の処分について、本日払込手続が完了し、また、一部失権により当初予定しておりました処分株式数等に変更がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。上記自己株式の処分の詳細は、2019年12月16日付「従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 自己株式の処分の概要の変更内容（変更箇所には下線を付しております）

	変更後	変更前
(1) 払込期日	2020年3月27日	2020年3月27日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 <u>115,600</u> 株	当社普通株式 117,000株
(3) 処分価額	1株につき908円	1株につき908円
(4) 処分価額の総額	<u>104,964,800</u> 円	106,236,000円
(5) 割当先	従業員 <u>578</u> 名 <u>115,600</u> 株	従業員585名 117,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 変更の理由

割当予定従業員数及び処分予定株式数と実績との差は、自己株式の処分を決定した時点において割当予定であった者のうち割当てを辞退した者計7名が失権したことによるものです。

3. 今後の見通し

本件が2021年2月期の業績に与える影響は軽微であります。

以 上